

平成22年7月3日

家永尚志

平成22年4月30日付け提言に対し平成22年6月3日付けで、千葉市長からの回答をいただきました。しかし提言に対する回答は私の意図するところ（現在の制度ではこうだと一刀両断した回答ではなく、善し悪しを含めたものの考え方、政策のあり方、その執行のあり方を問いかけているつもり）を誤解しているので再度、形式論理的ではなく「実のある回答」を求めます。市長がいつも言われている「市民目線にたった」、「やらないことの説明でなく、市民の立場にたって善し悪しを考え、既存制度にとらわれない改革を進めます」、「市民にわかりやすい説明」をお願いします。

千葉市自転車等の放置防止に関する条例における告示のあり方と標識設置について

1、告示のあり方について

千葉市自転車等の放置防止に関する条例第9条(放置禁止区域の指定等)に係る告示について

イ、「道路交通法とは異なることから、交通規制の効力の発生とは同様には扱えません」との回答ですが、このような事例がありますという例えとして示しただけです。それを逆手にとって千葉市のこの条例は道路交通法とは異なるのであるという形式論理的回答は市民に対して誠意あるものとはいえません。

再度提起します。自転車利用者が、現地の道路等ですぐ分かる自転車等放置禁止区域標識(千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第3条による)を設置したときに、条例上の効力が発生するように告示すべきと考えますがどうでしょうか、違うと考えるならばその理由を説明して下さい。

2、自転車等放置禁止区域標識の設置

イ、「標識が未設置の区域には、標識が設置されるまでの間、放置禁止区域を示す立て看板等を設置し、周知に努めています」との回答ですが、対象となる個々の道路に設置されていないため市民には認識が困難です。規制する市側と自転車を利用する市民との間で、無用なトラブルを生じさせないようにするために、上記のように告示の効力発行日を変更するか、変更しないのならば、告示日には標識を設置してあるのが市政のあり方だと思いますがいかがでしょうか。

ロ、「放置禁止区域を示す市の標識は、道路交通法の規制に基づくものではないことから、警察の標識には設置できない」との回答ですが、市民の側からすれば、適用法律が違うという形式論理の回答では、どうして警察の標識ポールのところには設置できないのか実のある説明になっていません。それは警察と協議して実現すべく努力することこそ市長及び市職員の業務遂行のあり方だと思います。「脱・財政危機宣言」を単なるスローガンに終わらせないためには、家計と同様に一見小さな事に見える無駄を無くしていくしかないのです。税金の無駄遣いをしないようにして下さい。

以上